二 戸 市 水 防 計 画

二 戸 市

# 目 次

第	§ 1	章	糸		則																												
	第	1 í	節	計画	の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	21	節	計画	の性格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	31	節	計画	の変更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	41	節	水防	の責任	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	5 1	節	水防气	管理団	本、	水	防	管	理	者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	61	節	指定	水防管:	理団	体		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第	7 ĵ	節	相互(	の協力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第	81	節	安全的	配慮		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	§ 2	章	力	、防組組	樴																												
	第	11	節	市の	水防組約	戠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	21	節	二戸ī	<b></b> 市水防	本部	3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	31	節	二戸ī	†消防□	団の	任	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	41	節	県のオ	水防組約	<b></b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	5 í	節	県水	坊本部	並び	に	_	戸	土;	木	セ	ン	タ		水	防	隊	~	の)	連綿	各	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	61	節	執務	時間外は	こお	け	る	連	絡		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	<b>3</b>	章	オ	、防用	設備資	材、	器	具	及	び	公	用	負	担																			
	第	1 í	節	水防	資材		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	21	節	資機	才及び	土地	等	0)	使	用	, !	収	用		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	31	節	公用组	負担		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	§ 4	章	力	、防警	報河川	及び	冰	位	周	知	河	JI]																					
	第	1 í	節	水防	警報河		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第	21	節	水位	<b></b> 司知河/	П	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	§ 5	章	Ħ	1量、2	水位の	通報	ł																										
	第	11	節	雨量	及び水位	立の	観	測		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第	21	節	水位の	の公表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

第6	章	通	信連絡																										
第	51質	j	通信連絡	及びま	丰常	扱	通	話	•		•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		8
第	52質	j	緊急連絡	•		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		8
第	第3萬	j	気象予報、	警幸	设等	<b>€</b> Ø)	広	報	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		8
第	54質	j	水防信号	•		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		8
第7	章	水	防活動及	で重乳	更小	防	箇	所	等の	り巡	<b>巡視</b>	Ĺ																	
第	51餌	j	水防巡視	等(氵	当队	团	の	舌動	動)		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		9
第	52質	j	重要水防管	箇所領	争	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		9
第	第3萬	j	警戒体制	•		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		9
第	54質	j	出動 ·	• •		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		9
第8	章	自	衛隊派遣の	の要詞	青	•	•	•			•	•					•					•		•		•	•	1	0
第8	章	自	衛隊派遣の	の要詞	青	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	٠	•	•	•	•	•	1	0
第8 第9			衛隊派遣の での他	の要詞	書	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
第9		そ			青	•	•	•				•		•	•		•	•		•			•		•			1	
<b>第</b> 9	章	そ	の他		青・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				• •						•			• •		•									1
<b>第</b> 9	<b>章</b> 第1節	そ f	· <b>の他</b> 優先通行村	票識	青・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										•		• •	•		•								1	1
<b>第</b> 9	<b>章</b> 第1節 第2節	<b>そ</b> 5	<b>の他</b> 優先通行権 身分証票	票識・・・ 報告											•					•								1	1 1 1
<b>第</b> 9	<b>章</b> 第1節 第2節 第3節	<del>そ</del>	の他 優先通行権 身分証票 水防活動権	票識 ・ 報告 者推薦										• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • •	•••		•								1 1 1	1 1 1
<b>第</b> 9	<b>章</b> 第1節 第2節 第3節 第4節	<del>そ</del>	の他 優先通行権 身分証票 水防活動権 水防功労者	票識 ・ 報告 者推薦																•								1 1 1	1 1 1
<b>第</b> 9	<b>章</b> 第1節 第2節 第3節 第4節	<del>そ</del>	の他 優先通行権 身分証票 水防活動権 水防功労者	票識 ・ 報告 者推薦																•								1 1 1	1 1 1 1

資 料

### 二 戸 市 水 防 計 画

### 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定された指定水防管理団体である二戸市が法第33条第1項の規定に基づき作成する計画で、市域にかかる洪水等に際し、水災を警戒し、防ぎょし、及びこれらの災害からによる市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

- 1 この計画は、法第7条第1項の規定に基づき定められている「岩手県水防計画」に応じて策定するものである。
- 2 市域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて策定されている「二戸市地域防災計画」に定めるところであるが、前節の計画の目的に対応するため、その固有な事項について「二戸市水防計画」として策定するものである。

### 第3節 計画の変更

- 1 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 2 前項の規定により水防計画を変更しようとするときは、災害対策基本法第 16条第1項に規定する二戸市防災会議に諮るものとする。
- 3 第1項の規定により水防計画を変更したときは、その要旨を公表するとと もに、岩手県知事に届け出るものとする。

### 第4節 水防の責任

二戸市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果すべき責任 を有する。

### 第5節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき、水防管理団体、水防管理者 の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、前節の水防の責任を有する二戸市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である二戸市長をいう。

### 第6節 指定水防管理団体

二戸市は法第4条の規定に基づき、岩手県知事より水防管理団体の指定(昭和41年3月18日付報告)を受けている。

### 第7節 相互の協力

法23条に規定する岩手県内等の他の水防管理者から応援を求められたときは、二戸市内の水防活動に支障のない範囲内で、迅速に応援活動を行うものとする。

### 第8節 安全配慮

水防活動においては、従事者自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、従事者自身の安全は確保しなければならない。

### 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織

水防管理者は、岩手県から大雨に関する気象又は洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、又は市内に震度4以上の地震が発生し水災の危険が予想されるとき、その危険が解消されるまでの間、市に水防本部(以下「本部」という。)を置き水防事務を処理するものとする。

ただし、二戸市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される ものとする。

### 第2節 二戸市水防本部

二戸市水防本部(以下「水防本部」という。)は、建設整備部建設課に置き、 その組織は「二戸市災害警戒本部」によるものとする。

### 第3節 二戸市消防団の任務

二戸市消防団(以下「消防団」という。)は、法第5条第3項の規定により 水防管理者の所轄の下に行動するものとし、区域の河川を巡視警戒し、常に その状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理し得るよう情報、水量、 その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時消防団長及び水防本 部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立退の指示・誘導、 救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各担当分団長は、事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時機を失せず、必要な措置をとるものとする。

### 第4節 県の水防組織

1 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903(河川海岸担当)

2 二戸土木センター水防隊

二戸土木センター 電話 0195-23-9209(道路河川環境課河川砂防チーム)

### 第5節 県水防本部並びに二戸土木センター水防隊への連絡

県水防本部への情報連絡等、水防に関する一切の事項は、二戸土木センター水防隊に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認められるとき、または相当規模の避難を要する場合は、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡する ものとする。

**二**戸警察署 電話 29-0110

NHK盛岡放送局 電話 019-626-8826 ㈱IBC岩手放送局 電話 019-623-3141 ㈱テレビ岩手 電話 019-623-1166 ㈱岩手めんこいテレビ 電話 019-656-3300 ㈱岩手朝日テレビ 電話 019-629-8818 ㈱エフエム岩手 電話 019-625-5514 カシオペアFM 電話 23-8779

### 第6節 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速 やかに別表1「執務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものと する。

【別表1「執務時間外連絡系統図」P12】

### 第3章 水防用設備資材、器具及び公用負担

### 第1節 水防資材

1 水防倉庫並びに水防資材

別表2「水防用備蓄器具、資材数一覧」のとおり、各水防倉庫等に資材、 器具等を常時備蓄しておくものとする。

【別表2「水防用備蓄器具、資材数一覧」P13】

### 2 水防資材の調達

水防倉庫に備えておく器材・資材だけでは不足を生じ、作業上必要な場合は、水防資材取扱業者より調達するものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等より調達するものとする。

その場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

### 第2節 資機材及び土地等の使用、収用

第1節に定める資材、器具等に不足を生じ、水防のためなお緊急に必要とする場合は、法第28条の規定により水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合において、法の規定するところにより損失を受けた者に対し水防管理者は時価によりその損失を補償する。

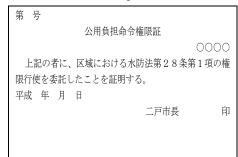
### 第3節 公用負担

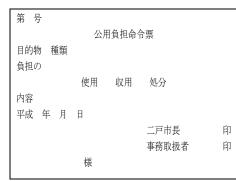
1 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者、消防団長または消防長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

### 2 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として公用負担命令票を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に提出しなければならない。





### 第4章 水防警報河川及び水位周知河川

### 第1節 水防警報河川

1 水防警報河川

県が水防警報を発表する河川名、区域、基準観測所、水防活動基準は、別表3「水防警報河川及び水位周知河川」のとおりである。

【別表3「水防警報河川及び水位周知河川」P14】

2 伝達系統図

水防警報の伝達系統図は、別表4「水防警報伝達系統図」のとおりである。

【別表4「水防警報伝達系統図| P15】

### 第2節 水位周知河川

1 水位周知河川

県が水位到達情報を発表する河川名、区域、基準観測所、水防活動基準は、 別表3「水防警報河川及び水位周知河川」のとおりである。

【別表3「水防警報河川及び水位周知河川」P14】

2 伝達系統図

水防到達情報の伝達系統図は、別表 4 「水防警報伝達系統図」のとおりである。

【別表4「水防警報伝達系統図」P15】

### 第5章 雨量、水位の通報

### 第1節 雨量及び水位の観測

### 1 雨量観測

二戸市内における雨量の観測箇所は、別表 5 「雨量観測箇所一覧」のとおりである。

【別表 5 「雨量観測箇所一覧」 P 1 6】

### 2 水位の観測

二戸市内における水位の観測箇所は、別表 6 「水位観測箇所一覧」のとおりである。

【別表6「水位観測箇所一覧」P17】

### 第2節 水位の公表

前節の観測水位は、岩手県ホームページ「河川情報」への掲載により公表される。公表時間間隔は1時間を原則としているが、洪水等において岩手県の判断により短縮することがある。

岩手県ホームページ「河川情報」

http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet 岩手県ホームページ携帯電話版

http://kasen2.pref.iwate.jp/iwateT/servlet/Gamen1Servlet (「河川情報」メニュー)

なお、携帯電話版ホームページ (「いわてモバイルメール」メニュー) から登録 (無料) することにより、気象警報、地震・津波等のリアルタイム防災情報がメール配信される。

### 第6章 通信連絡

### 第1節 通信連絡及び非常扱通話

関係機関相互間の通信連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

非常扱通話取扱要領は、別表 7 「非常扱通話の取扱要領」とし、電話番号 一覧表は、別表 8 「非常扱電話利用機関及び電話番号一覧」のとおりである。

【別表7「非常扱通話の取扱要領」P18】

【別表8「非常扱電話利用機関及び電話番号一覧」P19】

### 第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、二戸市地域防災計画第3章第4節情報の収集・伝達計画に定める方法による。

### 第3節 気象予報・警報等の広報

住民に対する緊急の警報等の連絡は、二戸市地域防災計画第3章第2節気 象予報・警報等の伝達計画に定める方法による。

### 第4節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、水防法の規定による別表9「水防信号」のとおりとする。(昭和36年6月6日岩手県告示第473号)

【別表 9 「水防信号」 P 2 0 】

### 第7章 水防活動及び重要水防箇所等の巡視

### 第1節 水防巡視等(消防団の活動)

水防管理者は、水防警報等の通知を受け、かつ、重要水防箇所における河川において警戒水位等に達し、なお増水の兆しがある場合、または市内に震度4以上の地震が発生し、水害の危険が予想されるときから洪水等による危険が解消されるまでの間、河川の巡視警戒等を行うよう指示するものとする。

### 第2節 重要水防箇所等

市内河川の内、特に危険と認められる重要水防箇所は、別表10「重要水防箇所」に掲げる河川、区域とする。なお、各重要水防箇所における消防団の受持区域については、別表11「水防受持区域」のとおりとする。

【別表10「重要水防箇所」P21】

【別表11「水防受持区域」P22】

### 第3節 警戒体制

別表11「水防受持区域」の区域において、警戒水位に達し、なお増水し 警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに市消防団幹部を非常招集する とともに、各担当分団に対し、動員が発令された場合に即時対応できるよう 準備し、待機させるものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るいとまがないとき、または、早 急に消防団動員の必要があると認められる場合は、その事態に即応した緊急 措置を講ずるものとする。

### 第4節 出動

越水等の水災が発生するおそれがある場合は、積み土のう工等水防工法による応急対策を講ずるとともに、区域の居住者に対して二戸市地域防災計画第14節避難・救出計画に定める避難勧告及び指示並びに救出活動を行うものとする。

### 第8章 自衛隊派遣の要請

- 1 水防管理者は洪水等に際し、消防団及び水防関係者等の動員のみでは災害 を防止することができず、人命または財産の保護のため必要があると認める 場合には、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事を経由するいとまがなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として、水防管理者が直接防衛大臣またはその指定部隊に対しその旨及び災害の状況を通知できるものとする。

ただし、この場合においては、事後遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告 するものとする。

### 第9章 その他

### 第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、別表12「優先通行標識」のとおりとする。

【別表12「優先通行標識」P23】

### 第2節 身分証票

法第49条第2項における身分証票は、次のとおりである。

ì

注意

- 1 本証は水防法第49条第2項による証 票である。
- 2 本証の身分を失ったとき、その他不 要になったときは必ず返納すること。
- 3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。

### 第3節 水防活動報告

- 1 各分団長は、水防活動終了後2日以内に、別表13「水防活動実施報告書」 により水防管理者に報告するものとする。
- 2 水防管理者は、上記の報告があったときは所定の期日までに所定の様式に て知事に報告するものとする。

【別表13「水防活動実施報告書」P24】

### 第4節 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあっては水防管理者が、団体にあっては二戸土木センター所長が所定の様式にて知事に推薦することができる。

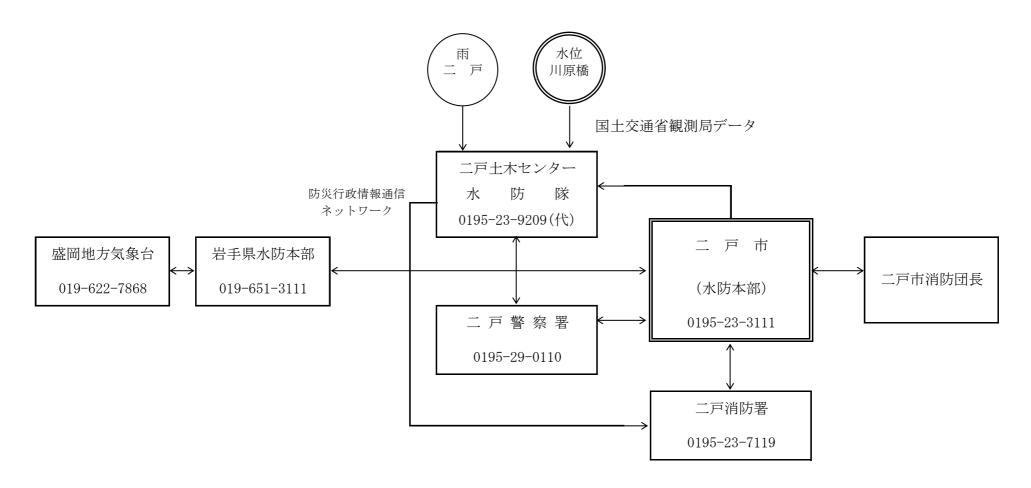
#### 第5節 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例(岩手県市町村総合事務組合共同処理事務)等に定めるところにより補償するものとする

# 別 表 目 次

別表 1	幸	<b>执務時間</b>	外連絡	系統	充図		•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
別表 2	フ	k防用備	蓄器具	、賞	資材	数-	<b>一</b>	覧	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
別表 3	フ	k防警報?	可川	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
別表4	フ	k防警報(	云達系	統図	₹]	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
別表 5	F	<b>同量観測</b> 値	箇所一	覧	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
別表 6	フ	k位観測f	箇所一	覧	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
別表 7	₱	卡常扱通言	話の取	扱勇	更領		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
別表8	ŧ	卡常扱電	話利用	機関	<b>夏及</b>	び	電話	舌者	\$号	-	覧		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
別表 9	フ	k防信号		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
別表1(	)	重要水	防箇所			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
別表1	1	水防受抗	寺区域		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
別表1:	2	優先通行	污標識	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
別表 1:	3	水防活動	動実施	報台	書書				•	•	•		•					•		•		•	•	•	2	4

### 執務時間外連絡系統図



### 別表 2

# 水防用備蓄器具、資材数一覧

						器	具							資材			
		ス	つ	と	お	チ	カゝ	掛	と	ハ	>	杭		ビ	鉄	土	
河川名	水防倉庫所在地	コ	る	<u>ک</u>		エ			び	ン	2.4		◇田			<i>T</i>	水防倉庫概要
		ツ	は	り		ソ			ぐ	マ	<i>&gt;</i>		縄	ルシー		の	
		プ	l	が	<i>(</i> )	Ì	ま	矢	ち	]	チ	木		, }	線	う	
馬淵川	二戸市石切所字中曽根	13	5	5	2	5	5	5	2	2	5	30	10	10	10	3,000	市民文化会館裏運転手控室併設
安比川	二戸市浄法寺町浄法寺	15	3	18					12								消防屯所
岡本川	二戸市浄法寺町荒谷	13	3	10		·			10								消防屯所

## 水防警報河川及び水位周知河川

# 1 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
	左岸 二戸市石切所字大渕3番地先(荒瀬橋)から
馬淵川	二戸市金田一字駒焼場 62 番地先(府金橋)まで
は、一般を表現という。	右岸 二戸市石切所字船場 16 番地先(川原橋上流 200 メートル地点)から
	二戸市堀野字馬場 97 番地先(十文字川合流点)まで

### 2 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	零点高 標高	水防団待機 水位 (指定水位)	はん濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)
馬淵川	石切所	89.080m	1.8m	2.6m	3.6m

### 3 水位到達情報が通知される河川名、区域

河川名	区域
	左岸 二戸市似鳥字船石 31 番 16 地先(馬淵川合流点)から
安比川	二戸市浄法寺町門前向 14番9地先(太田川合流点)まで
女儿川	右岸 二戸市似鳥字平山 61 番地先(一戸町境)から
	二戸市浄法寺町馬場向 29 番 1 地先(太田川合流点)まで

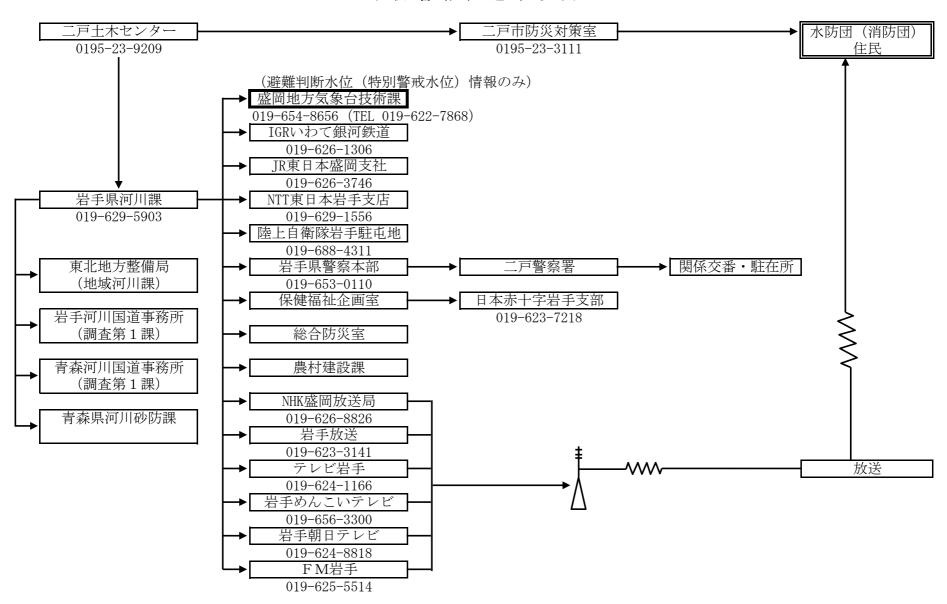
### 4 水位到達情報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	零点高 標高	水防団待機 水位 (指定水位)	はん濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)
安比川	中央橋	177.650m	2. 0m	2.6m	2.9m

### 5 水防活動基準

準備	基準観測所の水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。
出動	基準観測所の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。
解除	水防活動の必要がなくなったとき。
情報	水防活動に必要があるとき。

### 水防警報伝達系統図



## 別表5

# 雨量観測箇所一覧

No.	観測所名	所管	所在地	設置場所	観測開始年月日	観測方式	備考
1	二戸	気象庁	堀野字馬場	堀野近隣公園脇	S49. 11	アメダス	
2	小祝	青森河川国道事務所	白鳥字小田沢38-1		S46. 4	テレメーター	公表
3	上斗米	青森河川国道事務所	上斗米字元六130		S46. 4	テレメーター	公表
4	手倉森	青森河川国道事務所	浄法寺町手倉森67		S45. 4	テレメーター	公表
5	上川代	二戸土木センター	上斗米字上川代35-139		H11.7	テレメーター	通報、公表
6	二戸	二戸土木センター	石切所字荷渡6-3	二戸地方振興局庁舎	H15.7	テレメーター	通報、公表
7	中央橋	二戸土木センター	净法寺町名越7-4		H11.7	テレメーター	公表
8	下斗米	二戸市	下斗米字下平59	旧下斗米小学校	H16. 10	テレメーター	公表
9	海上	二戸市	野々上字潰谷地94-5	海上ふるさと交流館	H16. 10	テレメーター	公表
10	金田一	二戸市	金田一字馬場80	金田一コミュニティーセンタ	H16. 10	テレメーター	公表
11	御返地	二戸市	安比字上大簗平4-2	御返地生活改善センター	H16. 10	テレメーター	公表
12	根森	二戸市	上斗米字下坂53-1	根森総合センター	H16. 10	テレメーター	公表
13	天台の湯	二戸市	净法寺町黒沢133-1	稲庭交流センター天台の湯	H20. 10	テレメーター	公表
14	谷地屋敷	二戸市	净法寺町谷地屋敷38-1	小屋敷青年会館	H20. 10	テレメーター	公表
15	山内	二戸市	净法寺町山内33-7	浄法寺畜産センター	H20. 10	テレメーター	公表
16	浄法寺	二戸市	浄法寺町下前田41-7	二戸消防署浄法寺分署	S50. 10	自記	

### 別表6

# 水位観測箇所一覧

No.	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	観測開始年月日	観測方式	備考
1	馬淵川	石切所	青森河川国道事務所	石切所字船場19-1	川原橋下流100m	H20.4	テレメーター	公表
2	安比川	似鳥	青森河川国道事務所	似鳥字沖野	似鳥橋	S43. 12	テレメーター	公表
3	安比川	中央橋	二戸土木センター	净法寺町名越7-4	中央橋	H11.7	テレメーター	公表

### 非常扱通話の取扱要領

水防法第27条の規定に基づき、洪水に際し、水災の警戒及び防ぎょのための連絡を内容とするもので、警報発令以後は水防の必要があると認められるとき以降、事態が解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常扱通話として取り扱う。

- (1) 通話の申し込みは、102番をダイヤルし「非常扱通話」と告げる。
- (2) 非常扱通話の接続にあたり、相手の電話が通話中の時は、交換取扱者が、その通話中の通話に割り込み、当通話を切断して接続することがある。
- (3) 通話のふくそう状況に応じ、通話時間が制限されることもある。

### 別表8

# 非常扱電話利用機関及び電話番号一覧

機    関	名		電話番号	災害時優先番号
名称	住 所	市外局番	電話番号	登録電話番号
岩手県	盛岡市内丸10-1	019	651-3111 (代)	651-3160~3174
国土交通省東北整備局岩手河川国道事務所	盛岡市上田4-2-2	019	624-3131 (代)	624-3136
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	<b>滝沢村滝沢後268-433</b>	019	688-4311 (代)	688-4313
盛岡地方気象台	盛岡市山王町7-60	019	622-7868(技術) 622-7870(防災)	623-3757
岩手県警察本部	盛岡市内丸8-10	019	653-0110 (代)	653-5153~5161
東北電力㈱岩手支店	盛岡市紺屋町1-25	019	653-2115 (代)	654-7311
NTT東日本岩手支店	盛岡市中央通1丁目2-2	019	625-4960(代)	651-4200
NHK盛岡放送局	盛岡市上田4丁目1-3	019	626-8826 (代)	622-1093
㈱ I B C 岩手放送	盛岡市志家町6-1	019	623-3127 (代)	651-7702
㈱テレビ岩手	盛岡市内丸2-10	019	624-1166 (代)	623-3530
㈱岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅89	019	656-3300 (代)	659-2700
㈱岩手朝日テレビ	盛岡市盛岡駅西通2丁目6-5	019	629-2525	629-2525
㈱エフエム岩手	盛岡市内丸2-10	019	625-5511 (代)	625-5515
二戸土木センター	二戸市石切所字荷渡6-3	0195	23-9209 (代)	23-9217
二戸消防署	二戸市福岡字長嶺28-1	0195	23-7119 (代)	23-7120
二戸市役所	二戸市福岡字川又47	0195	23-3111 (代)	23-3110
二戸市役所浄法寺総合支所	二戸市浄法寺町下前田37-4	0195	38-2211 (代)	38-2214

## 別表 9

# 水 防 信 号

水防法第 1 3条の規定による水防信号は、次のとおりとする。(昭和 3 6年 6 月 6 日岩手 県告示第 4 7 3 号)

信	号	種	別	打 鐘 信 号	余韻防止サイレン信号
警	戒	信	号	1点と4点の連打	1 分
	八人	IΠ	7	0 0000 0 0000 0 0000 0	長 声 一 声
出出	動	信	号	3点 3点 3点 連打	3秒 10秒 3秒 10秒
Ш	到	10	Þ	000 000 000 000 000 000	2秒 2秒 2秒 連続
遭	難	信	号	乱打	3秒 3秒 3秒 3秒
坦	夫比	10	Þ	0 0 0 0 0 0 0 0 0	2秒 2秒 2秒 連続
解	除	信	号	口頭 伝達	口 頭 伝 達
/41	12.41		,		

# 重 要 水 防 箇 所

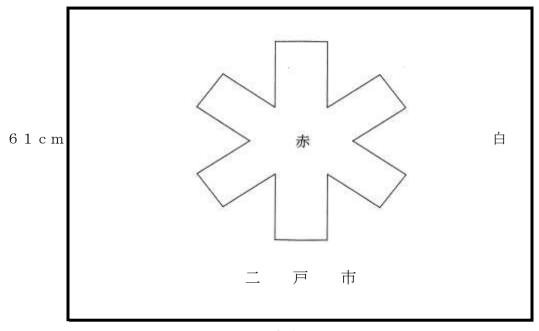
	the   ==   the	区域	
河川名	地区名	位置	延長(m)
	金田一	駒焼場 府金橋上流100m(左岸)	100
	金田一	大釜 中川原島左岸1000m(左岸)	1,000
	金田一	沖 石渕橋上流200m付近上流100m (左岸)	100
馬淵川	堀野	下夕川原・長瀬 斗米橋上流 2 0 0 m (右岸)	200
	米沢	下村 上之橋上流200m (左岸)	200
	石切所	船場 川原橋上流100m~川原橋下流500m間(右岸)	600
	石切所	荒瀬・川原 荒瀬橋〜川原橋間 (左岸)	1,200
	安比	大築平 大築橋上流200m~大築橋下流100m間(左岸)	300
	福田	外川 袖川橋上流1000m(右岸)	1,000
	福田	下川原 沢口橋上流500m付近上流100m(右岸)	100
	福田	青海 青海橋下流100m(右岸)	100
	浄法寺	長渡路 鎌倉橋下流800m(右岸)	800
安比川	浄法寺	海上田 春吉橋上流 3 5 0 m(右岸)	350
	浄法寺	八幡舘 春吉橋上流300m付近上流300m(左岸)	300
	浄法寺	海上前田 滝見橋上流100m付近上流200m(右岸)	200
	浄法寺	下村 大清水橋下流300m(左岸)	300
	浄法寺	門崎 門崎橋上流300m~門崎橋下流300m間(左岸)	600
	浄法寺	下藤 門崎橋上流200m付近上流300m間(右岸)	300
長川	金田一	長川 (両岸)	500
上ノ沢川	金田一	下山井 (両岸)	200

# 別表11

# 水 防 受 持 区 域

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ul E A	区域		
河川名	地区名	位置	延長 (m)	担当分団
	金田一	駒焼場 府金橋上流100m(左岸)	100	第7分団
	金田一	大釜 中川原島左岸1000m(左岸)	1,000	第7分団
	金田一	沖 石渕橋上流200m付近上流100m(左岸)	100	第7分団
馬淵川	堀野	下夕川原・長瀬 斗米橋上流 2 0 0 m (右岸)	200	第3分団
	米沢	下村 上之橋上流200m (左岸)	200	第2分団
	石切所	船場 川原橋上流100m~川原橋下流500m間(右岸)	600	第4分団
	石切所	荒瀬・川原 荒瀬橋〜川原橋間 (左岸)	1,200	第4分団
	安比	大簗平 大簗橋上流200m~大簗橋下流100m間(左岸)	300	第6分団
	福田	外川 袖川橋上流1000m(右岸)	1,000	第6分団
	福田	下川原 沢口橋上流500m付近上流100m(右岸)	100	第6分団
	福田	青海 青海橋下流100m(右岸)	100	第6分団
	浄法寺	長渡路 鎌倉橋下流800m(右岸)	800	第 11 分団
安比川	浄法寺	海上田 春吉橋上流 3 5 0 m(右岸)	350	第9分団
	浄法寺	八幡舘 春吉橋上流300m付近上流300m(左岸)	300	第9分団
	浄法寺	海上前田 滝見橋上流100m付近上流200m(右岸)	200	第10分団
	浄法寺	下村 大清水橋下流300m (左岸)	300	第10分団
	浄法寺	門崎 門崎橋上流300m~門崎橋下流300m間(左岸)	600	第10分団
	浄法寺	下藤 門崎橋上流200m付近上流300m間(右岸)	300	第10分団
長川	金田一	長川 (両岸)	500	第7分団
上ノ沢川	金田一	下山井 (両岸)	200	第7分団

# 優 先 通 行 標 識



# 水防活動実施報告書

平成 年 月 日

## 作成責任者

出	水	$\mathcal{O}$					警刑	戈水位					m				
						Ш											
概		況					雨	量					mm				
水		防					左										
						JII		岸					地先				m
実	施 籄	i 所		•		_	右										
日		時		自		月		目		時	_	•	至		月		日
										탡	F						
出		動	水	防	4	員	消	防	寸	員	そ	0	D	他	合		計
人		員					l				l				I.		
水		防															
作		業	1	筃	所												m
0	概	況															
及		び		工	法												
工	-	法			1		1				ı		I		ı		
水			堤	防	B	Н	1	田	蕦	Ž.	鉄	道	道	路	人	П	その
防	1.1					2		2		_							他
0	効	果		m		m²		m²		戸		m		m		人	
結	7117	<b>+</b>				2		2		<b>=</b>						1	
果	被	害		m		m²		m²		戸		m		m		人	
	みいヨ	· -}-	/±								F.	/ <del>}</del>	<b>≠</b>	<i>D</i>			
使		きす、									居出	住動	者 状	の			
用	-	土	_											況			
資	な		わナ								水の	防厚	<b>月 係</b> E	者傷			
器	丸そ		太他														
材	~	0)	1111								雨の		水 犬	位			
	レクナンエョ	E4.) ァ 目目	3 - <del>1</del> - 7	,							V)	1		況			
	k防活動 1 己			o 判													
		111		十月													
/ī	帯 き	考															
V	HI ^	7															

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

# 資 料 目 次

1	急傾斜地崩壊危険区域指定表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	5 ~	2 8	3
2	土石流危険渓流箇所一覧表 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	9~	3	1
3	地すべり危険区域指定表・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 2	2
4	二戸市防災会議条例 ・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 3	3
5	二戸市災害対策本部条例 · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4	4
6	二戸市災害警戒本部設置要領																				3	5 ~	3 6	3

								(平成26年4月1日現	.仕)
No.	箇所番号	箇所名	位置	危険 箇所 の 種類	No.	箇所番号	箇所名	位置	危険 箇所 毎類
1	010A0695	上斗米	上斗米字梅木	I	36	011A1020	川又-1	福岡字川又	I
2	010A0696	前田	上斗米字前田	I	37	011A1021	中村-2	福岡字中村	I
3	011A0691	下平	金田一字水梨	I	38	011A1022	中村-3	福岡字中村	I
4	011A0692	秋葉	金田一字野月	I	39	011A1023	中村-1	福岡字中村	I
5	011A0693	上町	金田一字新田野	I	40	011A1024	中村-4	福岡字中村	I
6	011A0694	下平-1	米沢字下平	I	41	011A1025	矢神	福岡字矢神	I
7	011A0697	東側	堀野字東側	I	42	011A1026	矢神-1	福岡字矢神	I
8	011A0698	長嶺	福岡字長嶺	I	43	011A1027	穴牛長久保	石切所字穴牛長久保	I
9	011A0699	町裏	福岡字町裏	I	44	011A1028	五日町-1	福岡字五日町	I
10	011A0700	下川又	福岡字下川又	I	45	011A1029	前小路	石切所字前小路	I
11	011A0701	川又	福岡字川又	Ι	46	011A1030	前小路-1	石切所字前小路	I
12	011A0702	坂本	白鳥字坂本	I	47	011A1031	八幡平	福岡字八幡平	I
13	011A0703	村松	石切所字鍋倉	I	48	011A1032	上野々	石切所字上野々	I
14	011A0704	杉ノ沢	石切所字杉ノ沢	I	49	011A1033	野中	石切所字野中	I
15	011A0705	前田	石切所字前田	I	50	011A1034	小壁平	石切所字小壁平	I
16	011A0823	段ノ越	金田一字段ノ越	I	51	019A0707	小原木	安比字小原木	I
17	011A1001	権現	金田一字権現	I	52	020A0706	荒瀬	石切所字大渕	I
18	011A1002	野月	金田一字野月	I	53	004B1001	山屋-1	釜沢字山屋	П
19	011A1003	横手	仁左平字横手	I	54	004B1002	山屋-2	釜沢字山屋	П
20	011A1004	横手-1	仁左平字横手	I	55	004B1003	海端	釜沢字海端	П
21	011A1005	道ノ上	堀野字道ノ上	I	56	004B1004	下山井	金田一字下山井	П
22	011A1006	馬場	堀野字馬場	I	57	004B1005	雨滝	金田一字雨滝	П
23	011A1007	長瀬	堀野字長瀬	I	58	009B1001	小端	上斗米字小端	П
24	011A1008	家ノ上	米沢字家ノ上	I	59	010B1001	門松	下斗米字門松	П
25	011A1009	長瀬-1	米沢字長瀬	I	60	010B1002	上川代	上斗米字上川代	П
26	011A1010	家ノ上-1	米沢字家ノ上	I	61	011B1001	下山井-1	金田一字下山井	П
27	011A1011	上平	米沢字上平	Ι	62	011B1002	小林	金田一字小林	П
28	011A1012	長嶺-1	福岡字長嶺	Ι	63	011B1003	小林-1	金田一字小林	II
29	011A1013	長嶺-2	福岡字長嶺	Ι	64	011B1004	駒焼場	金田一字駒焼場	П
30	011A1014	長嶺-3	福岡字長嶺	I	65	011B1005	上山	金田一字上山	П
31	011A1015	上平-1	福岡字上平	Ι	66	011B1006	長川	金田一字長川	П
32	011A1016	上野沢	福岡字上野沢	Ι	67	011B1007	大沼	金田一字大沼	П
33	011A1017	下村	米沢字下村	I	68	011B1008	跡支	金田一字跡支	П
34	011A1018	下川又-1	福岡字下川又	Ι	69	011B1009	跡支-1	金田一字跡支	II
35	011A1019	横丁	福岡字横丁	I	70	011B1010	大釜	金田一字大釜	П

r								(平成26年4月1日現	1111/
No.	箇所番号	箇所名	位置	危険 箇所 の 種類	No.	箇所番号	箇所名	位置	危険 箇等 種類
71	011B1011	大釜-1	金田一字大釜	П	106	011B1046	三十刈-1	堀野字三十刈	П
72	011B1012	権現-1	金田一字権現	П	107	011B1047	荒谷-1	米沢字荒谷	П
73	011B1013	鳥子長根	野々上字鳥子長根	П	108	011B1048	荒谷-2	米沢字荒谷	П
74	011B1014	阿弥陀	野々上字阿弥陀	П	109	011B1049	荒谷-3	米沢字荒谷	П
75	011B1015	阿弥陀-1	野々上字阿弥陀	П	110	011B1050	沢内-1	米沢字沢内	П
76	011B1016	谷地	野々上字谷地	П	111	011B1051	上村	米沢字上村	П
77	011B1017	中屋敷	野々上字中屋敷	П	112	011B1052	下村-2	米沢字下村	П
78	011B1018	中屋敷-1	野々上字中屋敷	П	113	011B1053	大沢倉	福岡字大沢倉	П
79	011B1019	中屋敷-2	野々上字中屋敷	П	114	011B1054	大沢倉-1	福岡字大沢倉	П
80	011B1020	湯田上野	金田一字湯田上野	П	115	011B1055	大沢倉-2	福岡字大沢倉	П
81	011B1021	野月-1	金田一字野月	П	116	011B1056	細越	下斗米字細越	П
82	011B1022	野月-2	金田一字野月	П	117	011B1057	妻ノ神	福岡字妻ノ神	П
83	011B1023	沢田	金田一字沢田	П	118	011B1058	中村-5	福岡字中村	П
84	011B1024	舘-1	金田一字舘	П	119	011B1059	矢神-2	福岡字矢神	П
85	011B1025	上平-2	金田一字上平	П	120	011B1060	矢神-3	福岡字矢神	П
86	011B1026	大畑	仁左平字大畑	П	121	011B1061	穴牛	石切所字穴牛	П
87	011B1027	沖野	仁左平字沖野	П	122	011B1062	穴牛-1	石切所字穴牛	П
88	011B1028	中田	仁左平字中田	П	123	011B1063	穴牛長久保-1	石切所字穴牛長久保	П
89	011B1029	上ノ山	堀野字上ノ山	П	124	011B1064	下川原	福岡字下川原	П
90	011B1030	上ノ山-1	堀野字上ノ山	П	125	011B1065	尻子内川原	福岡字尻子内川原	П
91	011B1031	道ノ上-1	堀野字道ノ上	П	126	011B1066	上沼	福岡字上沼	П
92	011B1032	道ノ上-2	堀野字道ノ上	П	127	011B1067	在府小路	福岡字在府小路	П
93	011B1033	道ノ上-3	堀野字道ノ上	П	128	011B1068	舘-2	白鳥字舘	П
94	011B1034	小清水	堀野字小清水	П	129	011B1069	金林	白鳥字金林	П
95	011B1035	長瀬-2	堀野字長瀬	П	130	011B1070	前小路-2	石切所字前小路	П
96	011B1036	長瀬-3	米沢字長瀬	П	131	011B1071	枋ノ木	石切所字枋ノ木	П
97	011B1037	長瀬-4	米沢字長瀬	П	132	011B1072	枋ノ木-1	石切所字枋ノ木	П
98	011B1038	十文字	下斗米字十文字	П	133	011B1073	上野々-1	石切所字上野々	П
99	011B1039	米田平	下斗米字米田平	П	134	011B1074	諏訪前	石切所字諏訪前	П
100	011B1040	米田平-1	下斗米字米田平	П	135	011B1075	上里沢	石切所字上里沢	П
101	011B1041	上台	下斗米字上台	П	136	019B1001	戸ノ平	似鳥字戸ノ平	П
102	011B1042	上台-1	下斗米字上台	П	137	019B1002	戸ノ平-1	似鳥字戸ノ平	П
103	011B1043	上台-2	下斗米字上台	П	138	019B1003	上平-3	安比字上平	П
104	011B1044	八日市	下斗米字八日市	П	139	019B1004	沢口	安比字沢口	II
105	011B1045	三十刈	堀野字三十刈	$\Pi$	140	019B1005	中里	福田字中里	II

r								(平成26年4月1日現	114/
No.	箇所番号	箇所名	位置	危 箇 等 種類	No.	箇所番号	箇所名	位置	危 箇 等 類
141	019B1006	稲荷前	福田字稲荷前	Π	176	019A0739	岡本	浄法寺町ウト坂	I
142	019B1007	川原	福田字川原	Π	177	019A0740	下前田	净法寺町小池	Ι
143	019B1008	川原-1	福田字川原	ΙΙ	178	019A0741	上外野	净法寺町上外野	I
144	020B1001	坂本-1	白鳥字坂本	П	179	019A0742	八幡舘	净法寺町八幡舘	I
145	020B1002	平	白鳥字平	П	180	019A0744	寺ノ上	浄法寺町八幡舘	I
146	020B1003	平-1	白鳥字平	П	181	019A0825	下前田-2	净法寺町小池	I
147	020B1004	四ツ役	白鳥字四ツ役	П	182	019A1001	下沢	净法寺町下沢	I
148	020B1005	小祝	白鳥字小祝	П	183	019A1002	青海越戸	浄法寺町青海越戸	I
149	020B1006	小祝-1	白鳥字小祝	П	184	019A1003	漆沢-1	净法寺町漆沢	I
150	020B1007	滝向	白鳥字滝向	П	185	019A1004	岡本-1	浄法寺町岡本	I
151	020B1008	高田	白鳥字高田	П	186	019A1005	岡本-2	浄法寺町岡本	I
152	020B1009	高田-1	白鳥字高田	П	187	019A1006	岩淵	净法寺町岩淵	Ι
153	020B1016	合川	似鳥字合川	П	188	019A1007	清水尻	浄法寺町清水尻	I
154	020B1028	林ノ下	似鳥字林ノ下	П	189	019A1008	海上田	净法寺町海上田	Ι
155	011C1001	水梨	金田一字水梨	Ш	190	027A2001	下谷地	净法寺町下谷地	Ι
156	011C1002	小林-2	金田一字小林	Ш	191	028A0743	海上	净法寺町海上前田	I
157	011C1003	舘	金田一字舘	Ш	192	028A1001	小又	浄法寺町小又	I
158	011C1004	野月-3	金田一字野月	Ш	193	018B1001	梅ノ木	浄法寺町梅ノ木	П
159	011C1005	日ノ沢	金田一字日ノ沢	Ш	194	018B1002	梅ノ木-1	浄法寺町梅ノ木	П
160	011C1006	日ノ沢-1	金田一字日ノ沢	Ш	195	018B1003	漆原	浄法寺町漆原	П
161	011C1007	道ノ上-4	堀野字道ノ上	Ш	196	018B1004	漆原-1	浄法寺町漆原	П
162	011C1008	道ノ上-5	堀野字道ノ上	Ш	197	018B1005	漆原-2	浄法寺町漆原	П
163	011C1009	沢内-2	米沢字沢内	Ш	198	018B1006	季ヶ平	浄法寺町季ヶ平	П
164	011C1010	上平-4	米沢字上平	Ш	199	018B1007	和泉田	净法寺町和泉田	П
165	011C1011	横山-2	福岡字横山	Ш	200	019B1009	大久保	净法寺町漆沢大久保	П
166	011C1012	大村	石切所字大村	Ш	201	019B1010	細田	净法寺町細田	П
167	011C1013	大村-1	石切所字大村	Ш	202	019B1011	関田	浄法寺町関田	П
168	011C1014	穴牛-2	石切所字穴牛	Ш	203	019B1012	宮沢	浄法寺町宮沢	П
169	011C1015	横長根	石切所字横長根	Ш	204	019B1013	西ノ沢	浄法寺町西ノ沢	П
170	011C1016	向川原	石切所字向川原	Ш	205	019B1014	松岡	净法寺町松岡	П
171	020C1001	向川原−1	石切所字向川原	Ш	206	019B1015	中前田	净法寺町御山中前田	П
172	020C1002	向川原−2	石切所字向川原	Ш	207	019B1016	飛鳥谷地	净法寺町飛鳥谷地	П
173	020C1003	向川原−3	石切所字向川原	Ш	208	019B1017	荒谷-5	浄法寺町荒谷	П
174	018A1001	上前田	净法寺町上前田	I	209	019B1018	荒谷-4	浄法寺町荒谷	П
175	019A0738	漆沢	净法寺町漆沢	I	210	019B1019	荒谷-6	浄法寺町荒谷	П

(平成26年4月1日現在)

No.	箇所番号	箇所名	位	置	危険 箇所の 種類	No.	箇所番号	箇所名	位	置	危険 箇所 の 種類
211	019B1020	荒谷-7	净法寺町荒谷		П	221	027B2002	湯沢	净法寺町湯沢		П
212	019B1021	森越	浄法寺町森越		П	222	027B2003	下藤	净法寺町下藤		П
213	019B1022	森越-1	浄法寺町森越		П	223	028B1001	サイカツ平	浄法寺町大清水サ	イカツ平	П
214	019B1023	清水尻-1	净法寺町清水尻	ī	П	224	028B1002	小泉	净法寺町小泉		П
215	019B1024	大手	浄法寺町大手		П	225	028B1003	小泉-1	净法寺町小泉		П
216	019B1025	長者花	净法寺町長者花	LYT	П						
217	019B1026	飯近	浄法寺町飯近		П						
218	019B1027	荒屋	浄法寺町荒屋		П						
219	019B1028	荒屋-1	浄法寺町荒屋		П						
220	027B2001	梅田	浄法寺町梅田		Π						

### ※ 危険箇所等の種類

I:保全人家5戸以上II:保全人家1~4戸

Ⅲ:人家はないが新規立地が見込まれる箇所

# 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表(人工斜面)

									(十)从20十	., 4 = 1 . )	11-1-/
No.	箇所番号	箇所名	位	置	危険 箇所の 種類	No.	箇所番号	箇所名	位	置	危険 箇所 の 種類
1	011D0104	観山荘	金田一字大沼		I	11	004E1001	野中-1	釜沢字野中		П
2	011D0105	大子	仁左平字大子		I	12	011E1001	下川原-1	福岡字下川原	ĺ	П
3	011D0106	城ノ外	福岡字城ノ外		I	13	011E1002	下川原-2	福岡字下川原	ĺ	П
4	011D0107	五日町	福岡字五日町		I	14	011E1003	八幡平-1	福岡字八幡平	Ē	П
5	011D0108	工業高校	石切所字火行	塚	I	15	020E1001	大渕	石切所字大渕	J	П
6	011D0109	船場	石切所字杉ノ	沢	I	16	019D0113	漆沢	净法寺町北村	<u> </u>	I
7	011D1001	湯田	金田一字湯田		I	17	019D0114	長渡路	浄法寺町長渡	路	I
8	011D1002	家ノ上-2	米沢字家ノ上		I						
9	011D1003	下村-1	米沢字下村		I						
10	019D0110	安比	安比字道ノ上		Ι						

# 土石流危険渓流箇所一覧表

No.   渓流番号   河川名   渓流名   位 置   億   区   区   区   区   区   区   区   区   区	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
2 A004102 馬淵川 釜沢   釜沢   I 37 A011026 白鳥川 矢神の沢(2) 矢神     3 A010001 金田一川 金田一川の沢 金田一川 I 38 A011101 白鳥川 門の沢 門ノ沢     4 A010002 金田一川 中沢 中沢 I 39 A011102 馬淵川 堀野の沢 堀野     5 A010003 十文字川 米田の沢 米田 I 40 A011103 馬淵川 秋葉の沢 秋葉     6 A010004 十文字川 立当の沢 立当 I 41 A011104 馬淵川 下平の沢 下平     7 A010005 十文字川 元六の沢 元六 I 42 A011105 長川 長川 金田一     8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原オ	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
3 A010001 金田一川 金田一川の沢 金田一川 I 38 A011101 白鳥川 門の沢 門ノ沢 4 A010002 金田一川 中沢 中沢 I 39 A011102 馬淵川 堀野の沢 堀野 5 A010003 十文字川 米田の沢 米田 I 40 A011103 馬淵川 秋葉の沢 秋葉 6 A010004 十文字川 立当の沢 立当 I 41 A011104 馬淵川 下平の沢 下平 7 A010005 十文字川 元六の沢 元六 I 42 A011105 長川 長川 金田一 8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 カー 1 4 A011001 マル川 小原木の沢 かりまた 1 A010001 マルー 1 A0100001 マルー 1 A010001 マルー 1 A010001	I I
4 A010002 金田一川 中沢   中沢   I 39 A011102 馬淵川 堀野の沢 堀野     5 A010003 十文字川 米田の沢 米田 I 40 A011103 馬淵川 秋葉の沢 秋葉     6 A010004 十文字川 立当の沢 立当 I 41 A011104 馬淵川 下平の沢 下平     7 A010005 十文字川 元六の沢 元六 I 42 A011105 長川 長川 金田一     8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原オ	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
5 A010003 十文字川 米田の沢 米田 I 40 A011103 馬淵川 秋葉の沢 秋葉   6 A010004 十文字川 立当の沢 立当 I 41 A011104 馬淵川 下平の沢 下平   7 A010005 十文字川 元六の沢 元六 I 42 A011105 長川 長川 金田-   8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原木	- I
6 A010004 十文字川 立当の沢   立当   I 41 A011104 馬淵川 下平の沢   下平     7 A010005 十文字川 元六の沢   元六   I 42 A011105 長川 長川 金田一     8 A010101 十文字川 門松の沢   門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原木の沢	- I
7 A010005 十文字川 元六の沢 元六 I 42 A011105 長川 長川 金田-   8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原木	- I
8 A010101 十文字川 門松の沢 門松 I 43 A019001 安比川 小原木の沢 小原木の沢	1
	i I
9 A010102 十文字川 小平の沢(3) 小平 I 44 A019002 安比川 福田の沢 福田	
	I
10   A010103   十文字川   立当の沢 (2)   立当	I
11 A010104 金田一川 米田の沢(3) 上里   I   46 A019004 安比川 似鳥の沢   似鳥	I
12 A011001   馬淵川   上里の沢   上里   I   47 A019005   安比川   似鳥の沢(2)   似鳥	I
13 A011002   馬淵川   奥山の沢   奥山   I   48 A019006   安比川   似鳥の沢(3)   似鳥	I
14 A011003 馬淵川 奥山の沢(2) 奥山 I 49 A019007 安比川 似鳥の沢(4) 似鳥	I
15 A011004 馬淵川 石切所の沢 石切所 I 50 A020001 安比川 浅石の沢 浅石の沢 浅石	I
16 A011005 馬淵川上米沢上米沢I51 A020003 安比川合川の沢合川	I
17 A011006   馬淵川   上米沢(2)   上米沢   I   52 A020007   白鳥川   白鳥の沢   白鳥	I
18   A011007   馬淵川   上米沢(3)   上米沢   I   53   B009101   十文字川   上川代の沢   上川代	t II
19   A011008   馬淵川   中町の沢   中町   I   54   B010101   金田一川   遺谷地   遺谷地	F II
20 A011009 馬淵川 中町の沢(2) 中町 I 55 B010102 金田一川 油子の沢 油子の沢	П
21 A011010 馬淵川 中町の沢(3) 中町 I 56 B010103 金田一川 落合の沢 落合の沢	П
22 A011011   馬淵川   長嶺の沢   長嶺 I   57 B010104   金田一川   芹沢   芹沢	П
23 A011012   馬淵川   大川原毛の沢   大川原毛   I   58 B010105   金田一川   取合岸の沢   取合片	± II
24 A011013 馬淵川 仲町秋葉の沢 仲町秋葉 I 59 B010106 十文字川 門松の沢(2) 門松	П
25 A011014 馬淵川 下平の沢 下平 I 60 B010107 十文字川 田中の沢 田中の沢	П
26 A011015 馬淵川 駅前の沢 駅前 I 61 B010108 十文字川 小平の沢 小平の沢	П
27 A011016   馬淵川   段ノ越の沢   段ノ越   I   62 B010109   十文字川   小平の沢(2)   小平	П
28 A011017 馬淵川 下山井の沢 下山井 I 63 B010110 十文字川 元六の沢 元六の沢	Π
29 A011018 馬淵川 下山井の沢(2) 下山井I 64 B010111 十文字川 上斗米の沢上斗米	÷ II
30 A011019 馬淵川 外山の沢 外山 I 65 B010112 十文字川 上斗米の沢(2) 上斗オ	÷ II
31 A011020 金田一川 谷地の沢 谷地 I 66 B010113 十文字川 長畑の沢 長畑	II
32 A011021 仁左平川 槻ノ木平の沢 槻ノ木平 I 67 B010114 十文字川 館前の沢(2) 館前	II
33 A011022 仁左平川 槻ノ木平の沢(2) 槻ノ木平 I 68 B010115 十文字川 館前の沢 館前	II
34 A011023 白鳥川 坂本の沢 坂本 I 69 B010116 十文字川 米田の沢 米田	П
35 A011024 白鳥川 坂本の沢(2) 坂本 I 70 B010117 十文字川 本田の沢 本田	II

# 土石流危険渓流箇所一覧表

									(十),,,,,,,,	6年4月1日	
No.	渓流番号	河川名	渓流名	位置	危険区分	No.	渓流番号	河川名	渓流名	位置	危険区分
71	B010118	十文字川	川代の沢	川代	Π	106	Ј010104	十文字川	門松の沢(3)	門松	準
72	B010119	十文字川	上川代の沢	上川代	Π	107	J010105	十文字川	米田の沢(4)	米田	準
73	B010120	金田一川	金田一川の沢(2)	金田一川	П	108	J010106	十文字川	米田の沢(5)	米田	準
74	B010121	金田一川	金田一川の沢(3)	金田一川	$\Pi$	109	J010107	十文字川	小平の沢(4)	小平	準
75	B010122	金田一川	玉木の沢	玉木	Π	110	Ј010108	十文字川	上斗米の沢(3)	上斗米	準
76	B011101	仁左平川	篠倉の沢	篠倉	Π	111	J010109	十文字川	米田の沢(6)	米田	準
77	B011102	馬淵川	繋の沢	繋	Π	112	Ј010110	金田一川	中沢(2)	中沢	準
78	B011103	馬淵川	堀野の沢(2)	堀野	Π	113	Ј010111	十文字川	川代の沢(2)	川代	準
79	B011104	沢内川	外山の沢(2)	外山	$\Pi$	114	J010112	十文字川	上川代の沢(2)	上川代	準
80	B011105	沢内川	外山の沢	外山	Π	115	Ј010113	金田一川	野月平の沢	野月平	準
81	B011106	十文字川	下斗米の沢	下斗米	П	116	Ј010114	十文字川	川代の沢(3)	川代	準
82	B011107	十文字川	釜屋敷の沢	釜屋敷	П	117	J011101	仁左平川	沢内の沢	沢内	準
83	B011108	馬淵川	沼ノ久保の沢	沼ノ久保	П	118	J011102	仁左平川	沢内の沢(2)	沢内	準
84	B011109	金田一川	北向の沢	北向	П	119	J011103	仁左平川	槻木平の沢(3)	槻木平	準
85	B011110	金田一川	下海上の沢	下海上	П	120	J011104	十文字川	深持の沢(2)	深持	準
86	B019105	十文字川	大渡の沢	大渡	П	121	J011105	沢内川	米沢	米沢	準
87	B019106	十文字川	中渡の沢	中渡	П	122	J011106	十文字川	釜屋敷の沢(3)	釜屋敷	準
88	B019107	十文字川	足沢上野の沢	足沢上野	П	123	J011107	十文字川	釜屋敷の沢(2)	釜屋敷	準
89	B020101	白鳥川	小祝の沢	小祝	$\Pi$	124	J011108	十文字川	深持の沢	深持の沢	準
90	B020102	白鳥川	小祝の沢(2)	小祝	П	125	Ј011109	金田一川	北向の沢(2)	北向	準
91	B020103	白鳥川	松倉の沢	松倉	Π	126	J011110	白鳥川	白鳥の沢	白鳥	準
92	B020104	白鳥川	白鳥繋の沢	白鳥繋	П	127	J011111	白鳥川	白鳥の沢(2)	白鳥	準
93	B020105	白鳥川	四ツ役の沢	四ツ役	Π	128	J011112	白鳥川	館の沢	館	準
94	B020106	白鳥川	四ツ役の沢(2)	四ツ役	П	129	J019110	安比川	沢口の沢	沢口	準
95	B020107	白鳥川	境の沢(2)	境	П	130	J019113	十文字川	足沢上野の沢(2)	足沢上野	準
96	B020108	白鳥川	平の沢	並	П	131	J019114	十文字川	中渡の沢	中渡	準
97	B020109	白鳥川	白鳥の沢(2)	白鳥	Π	132	J020101	白鳥川	高田の沢(2)	高田	準
98	B020110	白鳥川	高田の沢	高田	П	133	J020102	白鳥川	松倉の沢(2)	松倉	準
99	B020111	白鳥川	草木沢	草木沢	Π	134	J020111	安比川	似鳥の沢(6)	似鳥	準
100	B020139	白鳥川	合川の沢(2)	合川	П	135	J020112	安比川	似鳥の沢(7)	似鳥	準
101	B020140	安比川	似鳥の沢(5)	似鳥	Π	136	J020113	白鳥川	境の沢	境	準
102	B021103	白鳥川	境の沢(2)	石倉	П	137	J020115	安比川	新田の沢	新田	準
103	Ј010101	金田一川	荒谷の沢	荒谷	準	138	A018001	安比川	多々良沢	季ヶ平開拓	Ι
104	J010102	金田一川	月折の沢	月折	準	139	A018002	安比川	多々良沢(2)	季ヶ平開拓	Ι
105	J010103	金田一川	落合の沢(2)	落合	準	140	A018003	安比川	手倉森の沢	手倉森	Ι

# 土石流危険渓流箇所一覧表

(平成26年4月1日現在)

		(平成20年4月1日現						/L  /			
No.	渓流番号	河川名	渓流名	位 置	危険区分	No.	渓流番号	河川名	渓流名	位置	危険区分
141	A018004	安比川	馬洗場の沢	馬洗場	Ι	158	J027101	山内川	湯沢の沢	湯沢	準
142	A018101	安比川	手倉森の沢(2)	手倉森	Ι	159	J027102	湯沢川	湯沢開拓の沢	湯沢開拓	準
143	A018102	安比川	手倉森の沢(3)	手倉森	Ι	160	J027103	湯沢川	湯沢開拓の沢(2)	湯沢開拓	準
144	A019010	安比川	田屋の沢	田屋	Ι	161	J027104	山内川	山内の沢	山内	準
145	A019011	安比川	田屋の沢(2)	田屋	Ι	162	J028104	大又沢	曙の沢	曙	準
146	A019012	安比川	小船の沢	小船	I	163	J028105	大又沢	曙の沢(2)	曙	準
147	A019013	安比川	御山の沢	御山	Ι	164	J028106	大又沢	曙の沢(3)	曙	準
148	A028001	安比川	海上の沢	海上	Ι	165	J028107	焼切川	焼切の沢(2)	焼切	準
149	B018101	安比川	ゴキ畑の沢	ゴキ畑	Π						
150	B018102	安比川	多々良沢(3)	季ヶ平	Π						
151	B019102	安比川	安比内沢	安比内	$\Pi$						
152	B019103	安比川	石畑の沢	石畑	Π						
153	B019104	安比川	漆沢	漆沢	Π						
154	B028104	安比川	焼切の沢	焼切	Π						
155	B028105	安比川	早坂の沢	早坂	П						
156	Ј019111	岡本川	山居沢の沢	山居沢	準						
157	J019112	多々良沢	上野の沢	上野	準						

# ※ 危険区分

I:保全人家5戸以上

Ⅱ:保全人家1~4戸

準:人家はないが新規立地が見込まれる箇所

# 地すべり危険区域指定表

				(十,以20十年月1日 5년)				7 / 14/
No.	箇所番号	箇所名	備考	No.	箇所番号	箇所名	備	考
1	40	ウバコ沢		16	113	小祝	指定地	
2	41	十文字		17	158	白鳥	指定地	
3	42	湯田	指定地	18		野々上		
4	43	長嶺		19		小林		
5	44	門の沢		20				
6	45	合川		21	155	梅ノ木		
7		石切所	急傾斜地指定地	22		大久保	_	
8	71	浅内						
9		山屋新田					_	
10	107	猿越峠						
11	108	仁左平						
12	109	沢内						
13	110	夏間木						
14	111	大萩野						
15	112	槻木平						

### 二戸市防災会議条例

平成18年1月1日条例第179号 改正 平成24年10月3日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項及び水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、二戸市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 二戸市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 二戸市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
  - (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、その定数を35人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 岩手県の知事部局内の職員
  - (3) 岩手県警察の警察官
  - (4) 二戸地区広域行政事務組合の消防職員
  - (5) 市長部局内の職員
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。 (議事等)
- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、 会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後第3条第5項第9号の規定に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず平成25年6月30日までとする。

### 二戸市災害対策本部条例

平成18年1月1日条例第180号

改正 平成24年10月3日条例第14号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、同法に定めるもののほか二戸市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務 を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(安仕)

**第4条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成24年10月3日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 二戸市災害警戒本部設置要領

(目的)

第1 この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため二戸市災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置基準)

- 第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。
  - (1) 気象警報、洪水警報、水防警報及び特別警戒水位情報が発表された場合
  - (2) 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
  - (3) 大規模な火災、爆発等による災害(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で本部長が必要と認めたとき
  - (4) その他本部長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

- 第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
  - (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
  - (3)被害状況の把握に関すること。
  - (4) 防災行政無線及び広報車等による広報に関すること。
  - (5) その他情報の把握に関し必要な事項。

(組織)

- 第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部組織をもって構成する。
- 2 本部長は副市長を、副本部長は総務部長をもって充てる。
- 3 本部員は産業振興部長、建設整備部長、総合支所長のほか各部長職にあるもののうちから状況に応じて本部長が指名する。
- 4 本部職員は、総務課、農林課、建設課及び地域課職員のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

- 第5 本部長は、本部事務を総括し、会議を主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(設置場所)

第7 警戒本部は、総務課に置く。ただし、本部長が認める場合は、総合支所長及 び地域課職員は総合支所において第3の所掌事項を行うものとする。

(警戒本部の廃止)

- 第8 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。
  - (1) 二戸市災害対策本部が設置されたとき。
  - (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

(報告)

- 第9 本部長は、岩手県災害警戒本部二戸地方支部長に対して次の事項を報告する。
  - (1) 警戒本部の設置及び廃止に関する事項
  - (2) 市の対応のうち必要と認める事項
  - (3) その他必要な事項

(二戸市災害対策本部との関係)

第 10 災害による被害が相当規模を越えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、二戸市災害対策本部を設置するものとする。

(雑則)

第 11 この要項に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は本部 長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月14日決裁)

この要領は、平成24年1月14日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 27 日決裁)

この要領は、平成 25 年 12 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。